

○公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供実施要領の制定について（通達）

平成14年6月25日

広警相第218号警察本部長

改正 平成20年6月広警相第162号

平成25年11月広警相第1009号

令和4年3月31日

各部長・参事官

各所属長

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第4項及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）の規定により都道府県公安委員会から指定を受けた犯罪被害者等早期援助団体に対して警察本部長又は警察署長が行う情報提供の実施要領を別添のとおり定め、平成14年6月25日から施行することとしたので、部下職員に周知させ、犯罪被害者等が十分な援助を受けられるよう特段の配慮をされたい。

別添

公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供実施要領

- 1 この要領は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）に定める公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体（以下「早期援助団体」という。）に対して警察本部長又は警察署長が行う情報提供の実施要領に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 情報提供は、法第2条第2項に規定する犯罪被害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）及びその家族又は遺族（以下これらを「犯罪被害者等」という。）について行うものとする。ただし、犯罪被害者等以外の者であっても、所属長が早期援助団体による支援を必要であると判断した場合は、警務部警察安全相談課長（以下「警察安全相談課長」という。）と協議した上で情報提供を行うことができるものとする。
- 3 早期援助団体への情報提供は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。
 - (1) 情報提供は、犯罪被害者等の同意を得て行うものとする。
 - (2) 同意を得る際は、次に掲げる事項を説明するものとする。

ア 当該早期援助団体が都道府県公安委員会から公的認証を与えられた法人であり、法により役員及び職員に守秘義務が課せられていること。

イ 当該早期援助団体が提供しうる援助の具体的内容

ウ 早期援助団体に情報提供を行う理由

(3) 同意を得た場合は、別記様式第1号の早期援助団体への情報提供同意確認書(以下「同意確認書」という。)に署名を求めるものとする。

4 情報提供の内容は、当該犯罪被害者等の氏名、性別、年齢、住所、連絡先等及び当該犯罪被害の概要(被害の発生日時、場所、被害の程度・内容等)とする。

なお、提供する犯罪被害の概要の内容は、捜査その他の警察の事務若しくは公判に支障を及ぼし、又は関係者の名誉その他の権利利益を不当に侵害するおそれのあるものを除く。

5 情報提供の方法等は、次のとおりとする。

(1) 情報提供は、原則として早期援助団体が定める受付時間内に、早期援助団体が指定した連絡先に行うものとする。

(2) 前(1)の情報提供は、原則として別記様式第2号の早期援助団体への情報提供票(以下「情報提供票」という。)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合の情報提供は口頭により行うものとし、この場合においては、情報提供後、速やかに情報提供票を作成するものとする。

なお、情報提供を行った場合は、情報提供票の情報提供控欄の記載を行うこと。

(3) 情報管理責任者、情報管理副責任者及び情報管理担当者(以下「情報管理責任者等」という。)以外の者である早期援助団体の犯罪被害相談員等が警察署等への来庁により情報提供を求めてきた場合は、当該犯罪被害相談員等の身分を証票により確認するとともに、当該犯罪被害相談員等が情報を受理しうる者であるか否かを情報管理責任者等に確認した上で、情報提供を行うものとする。

なお、確認の状況は、情報提供票の情報提供控欄に記載すること。

(4) 被害者等が望む援助の具体的内容を事前に聴取している場合は、早期援助団体に対し、当該内容についても教示するものとする。

(5) 所属長は、情報提供を行った場合は、警察安全相談課長に対し同意確認書及び情報提供票(以下「同意確認書等」という。)の写しを送付することにより、情報提供の概要を報告するものとする。

なお、同意確認書等は、情報提供を行った所属の被害者支援担当係において管理するものとし、保存期間は3年とする。

6 情報提供後、必要に応じて、早期援助団体による当該被害者等に対する援助の実施の有無等を確認するものとするが、その場合、電話等により簡潔に聴取するなど、早期援助団

体に過度の事務負担をかけないよう配慮するものとする。

- 7 犯罪被害者等以外の者の情報提供等は，犯罪被害者等の規定を準用する。
- 8 警察安全相談課長は，関係都道府県警察から当該都道府県公安委員会の指定を受けた早期援助団体に関する通知を受理した際は，その旨を各所属長に通知するものとする。

※ 別記様式省略